



栃木県公報

平成30(2018)年
7月6日(金)
第3001号

目 次

告 示

○製造保安責任者免状及び販売主任者免状に関する事務の委託	583
○液化石油ガス設備士免状に関する事務の委託	583
○道路の区域の変更	584
○道路の供用開始	584

公 告

○開発行為の工事完了	585
------------	-----

監 査 委 員

○監査の結果に基づく措置状況の公表	585
-------------------	-----

告 示

栃木県告示第362号

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第29条の2第1項の規定により次のとおり製造保安責任者免状及び販売主任者免状（以下「免状」という。）に関する事務を委託したので、高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第8条第2号の規定により公示する。

平成30（2018）年7月6日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 委託に係る免状交付事務の内容
 - (1) 免状の交付申請書及び再交付申請書の配布、受付及び整理に関すること。
 - (2) 免状の作成及び送付に関すること。
 - (3) 免状台帳の作成、保管及び整理に関すること。
 - (4) 前3号に掲げる事務に附帯する事務
- 2 委託に係る免状交付事務を処理する場所
高圧ガス保安協会本部
東京都港区虎ノ門四丁目3番13号
- 3 委託期間
平成30（2018）年4月1日から平成31（2019）年3月31日まで

栃木県告示第363号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第38条の4の2第1項の規定により次のとおり液化石油ガス設備士免状（以下「免状」という。）に関する事務を委託したので、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和43年政令第14号）第7条第2号の規定により公示する。

平成30（2018）年7月6日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 委託に係る免状交付事務の内容
 - (1) 免状の交付申請書、再交付申請書及び書換え申請書の配布、受付及び整理に関すること。
 - (2) 免状の作成及び送付に関すること。
 - (3) 免状台帳の作成、保管及び整理に関すること。

(4) 前3号に掲げる事務に附帯する事務

2 委託に係る免状交付事務を処理する場所

高圧ガス保安協会本部

東京都港区虎ノ門四丁目3番13号

3 委託期間

平成30 (2018) 年 4 月 1 日から平成31 (2019) 年 3 月31日まで

(工業振興課)

栃木県告示第364号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成30 (2018) 年 7 月 6 日から同年 8 月 6 日まで一般の縦覧に供する。

平成30 (2018) 年 7 月 6 日

栃木県知事 福 田 富 一

I

道路の種類 一般国道

路 線 名 121号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	下都賀郡壬生町大字上田300-1 から 下都賀郡壬生町大字安塚2418-1 まで	6.0 ~ 16.4	1483.3	
	後	下都賀郡壬生町大字上田300-1 から 下都賀郡壬生町大字安塚2418-1 まで	13.0 ~ 18.1	1483.3	

II

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 宇都宮亀和田栃木線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
3	前	下都賀郡壬生町大字安塚1763-3 から 下都賀郡壬生町大字上田231-2 まで	6.0 ~ 16.4	1483.3	
	後	下都賀郡壬生町大字安塚1763-3 から 下都賀郡壬生町大字上田231-2 まで	13.0 ~ 18.1	1483.3	

栃木県告示第365号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成30 (2018) 年 7 月 6 日から同年 8 月 6 日まで一般の縦覧に供する。

平成30 (2018) 年 7 月 6 日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
296	一 般 県 道 小 山 都 賀 線	栃木市寄居町963-6 から 栃木市寄居町772まで	平成30 (2018) 年 7 月 6 日

（道路保全課）

公 告

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成30（2018）年7月6日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域 （工区に含まれる地域の名称）	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
塩谷郡高根沢町大字石末字北原3102番の一部	塩谷郡高根沢町大字石末3587番地1	山 崎 亜由美
下都賀郡壬生町大字壬生丁字六美285番5	下都賀郡壬生町本丸一丁目3番24号 ヴィラーチェB102	石 井 舞
下都賀郡壬生町大字上田字中妻1050番4、 1050番6、1050番7	下都賀郡壬生町大字上田1050番地6	菊 地 恵 利
下都賀郡壬生町大字安塚字東川原3267番22	下都賀郡壬生町本丸一丁目5番11号 アプリコット102	塚 本 由希子 塚 本 翔 太
矢板市木幡2544番17 （開発行為に関する工事） 矢板市木幡2544番17地先	宇都宮市大通り4丁目3番18号	グランディハウス株式会社

（都市計画課）

監 査 委 員

栃木県監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、栃木県知事、栃木県教育委員会及び栃木県公安委員会から、監査の結果に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成30（2018）年7月6日

栃木県監査委員 池 田 忠
同 日向野 義 幸
同 金 井 弘 行
同 平 野 博 章

監査の結果の措置状況

監査対象機関名	監 査 年 月 日	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
こども政策課	平成29（2017）年 8月21日	財産・物品管理等事務のうち、母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計に係る債権の管理において、本来一致すべき財務会計システムと個別システムである母子父子寡婦福祉資金貸付システムの決算の調定額、収入済額及び収入未済額が一致していない旨昨年度の定期監査で指摘し	両システムの調定額等について、新たにチェック表を作成し、毎月、確認するとともに、差違が生じた場合には、速やかな原因の究明と是正を行うよう、関係機関との管理体制を整えました。今後とも、管理体制の徹底を図るため、複数職員によるチェッ

		たところであるが、この1年の事務処理で改善が進められたものの、平成28年度決算においても、一致していなかった。速やかに、是正方法及び有効な再発防止策を検討し、適切な事務の執行に努められたい。	クや、手順書の更新、システム操作研修等を実施し、再発防止に努めていきます。
宇都宮土木事務所	平成30 (2018) 年 1月26日	工事事務のうち、安全な川づくり事業費(補助)に係るPC橋上部の設計積算において、市街地補正区分の適用を誤ったことにより、設計額が過大となっているものが1件388千円あった。	設計積算に当たっては、共通仮設費率及び現場管理費の補正を適正に計上すべく、現地状況の把握を十分に行うとともに、きめ細かな検算の実施、チェック体制の強化を図るなど再発防止に努めます。
		工事事務のうち、安全な川づくり事業費(補助)に係る護岸工事の設計積算において、重建設機械の輸送等に要する運搬費を計上しなかったことにより、設計額が過小となっているものが1件1,123千円あった。	設計積算に当たっては、建設機械器具の種類を適正に計上すべく、施工で使用する重機の把握を十分に行うとともに、きめ細かな検算の実施、チェック体制の強化を図るなど再発防止に努めます。
		工事事務のうち、街路づくり事業費(補助)に係る電線共同溝工事の設計積算において、市街地補正区分の適用を誤ったことにより、設計額が過小となっているものが1件1,771千円あった。	設計積算に当たっては、共通仮設費率及び現場管理費の補正を適正に計上すべく、現地状況の把握を十分に行うとともに、きめ細かな検算の実施、チェック体制の強化を図るなど再発防止に努めます。
鹿沼土木事務所	平成30 (2018) 年 1月23日	工事事務のうち、河川砂防施設づくり事業費(県単)に係る橋梁復旧工事の設計積算において、構造物とりこわし工の低騒音・低振動対策の適用を誤ったことにより、設計額が過大となっているものが1件118千円、橋脚躯体工、擁壁工等の養生区分を誤ったことにより、設計額が過小となっているものが1件205千円あった。	積算設計に当たっては、現場条件に合致した積算条件を適用すべく、適用条件の明確化、チェック体制の改善、強化を図るなど、再発防止に努めます。
		委託事務のうち、道路保全事業費(県単)に係る道路維持管理業務委託の設計積算において、市街地補正区分の適用を誤ったことにより、設計額が過小となっているものが1件486千円あった。	積算設計に当たっては、現場条件に合致した積算条件を適用すべく、適用条件の明確化、チェック体制の改善、強化を図るなど、再発防止に努めます。
大田原土木事務所	平成29 (2017) 年 11月21日	工事事務のうち、道路保全事業費(補助)に係る法面保護工事	設計積算に当たっては、伐採立木の処分費を適正に計上すべ

		<p>の設計積算において、伐採立木の処分費の計上を誤ったことにより、設計額が過小となっているものが1件874千円あった。</p>	<p>く、所内の設計積算チェックリストを改訂し、検算体制の強化を図りました。</p> <p>また、所内の技術調整会議で積算基準について周知徹底を図り、適正な事務執行に努めます。</p>
		<p>工事事務のうち、27年災害復旧事業費(工事費)に係る護岸工事の設計積算において、根固めブロック製作の養生区分を誤ったことにより、設計額が過大となっているものが1件453千円あった。</p>	<p>設計積算に当たっては、生コンの養生方法の種類と打設時期の適合性について確認すべく、所内の設計積算チェックリストを改訂し、検算体制の強化を図りました。</p> <p>また、所内の技術調整会議で養生の考え方について周知徹底を図り、適正な事務執行に努めます。</p>
		<p>委託事務のうち、快適で安全な道づくり事業費(県単)に係る用地調査等業務委託の設計積算において、基準点設置の計上をしなかったことにより、設計額が過小となっているものが1件118千円あった。</p>	<p>設計積算に当たっては、基準点測量に必要な経費の計上漏れ等を防止すべく、所内の積算設計チェックリストを改訂し、検算体制の強化を図りました。</p> <p>また、所内の技術調整会議で周知徹底を図り、適正な事務執行に努めます。</p>
公園事務所	平成30(2018)年 2月2日	<p>工事事務において、総合スポーツゾーン整備費に係る野球場芝生舗装工事の設計積算において、市街地補正区分の適用を誤ったことにより、設計額が過小となっているものが1件507千円あった。</p>	<p>設計積算に当たっては、市街地補正区分の適用の誤り等を防止すべく、所内の工事費積算チェックリストを改訂し、検算体制の強化を図りました。また、所内で周知徹底を図り、適正な事務執行に努めます。</p>
塩谷南那須教育事務所	平成30(2018)年 2月2日	<p>給与事務のうち、扶養手当等において、認定後の受給要件の確認に際し、扶養親族を誤認したことから、過支給となっているものが1件142,549円あった。</p>	<p>過支給分については、速やかに返納処理を行いました。</p> <p>今後は、再発防止のため、内部でのチェック体制をより一層強化するとともに、小中学校の事務指導を徹底するなど、適正な事務執行に努めます。</p>
烏山高等学校	平成30(2018)年 2月28日	<p>給与事務のうち、期末手当において、育児休業に係る除算期間の計算を誤ったことから、支給不足となっているものが1件101,353円あった。</p>	<p>支給不足分については、速やかに追給処理を行いました。</p> <p>今後は、事務担当者及び出納員による相互チェックを徹底するなど、適正な事務執行に努めます。</p>
黒磯高等学校	平成30(2018)年 2月28日	<p>給与事務のうち、期末手当において、在職期間の算定を誤ったことから、支給不足となって</p>	<p>支給不足分については、速やかに追給処理を行いました。</p> <p>今後は、再発防止のため複数職</p>

		いるものが1件319,336円あった。	員によるチェックを徹底し、適正な事務執行に努めます。
さくら警察署	平成29 (2017) 年 12月22日	給与事務のうち、通勤手当において、支給停止解除の登録がされていなかったことから、支給漏れとなっているものが1件129,600円あった。	本件については、10月12日に、11月例月給与処理において支給停止解除の登録を行い、11月15日に支給明細書により支給事実を確認しております。 また、警察本部会計課では、全所属に対し、所属職員の給与台帳の一時停止・解除登録欄及び給与明細書の確認を指示し、他に同種の事実がないことを確認するとともに、今後は、毎月の支給明細書の読み合わせを複数で行う等、再発防止に努めることとしています。